

介護老人保健施設「偕楽園」重要事項説明書  
(令和 7年 4月 1日現在)

## 1. 担当者

医 師 三須 一美

介護支援専門員 武智 信晶

支 援 相 談 員 吉田 勝

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 偕楽園
- ・開設年月日 平成 9年 6月 20日
- ・所在地 千葉県松戸市西馬橋幸町23番地
- ・電話番号 047-340-1300 FAX 047-340-1315
- ・管理者名 三須 一美
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1252480036号)

### (2) 介護老人保健施設の概要

介護保険法の規定に基づき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになると共に、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

### (3) 従業員に関する事項

| 職 種                    | 常 勤             |     | 非常勤 |     | 合 計 | 常勤換算人 数 |
|------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|---------|
|                        | 専 従             | 非専従 | 専 従 | 非専従 |     |         |
| 医師                     | 1               |     | 1   |     | 2   | 1.0     |
| 看護職員                   | 9               |     | 2   |     | 11  | 10.2    |
| 介護職員                   | 21              |     | 15  |     | 38  | 31.5    |
| 理学療法士                  |                 | 2   |     |     | 2   | 2.0     |
| 作業療法士                  |                 |     |     |     |     |         |
| 言語聴覚士                  |                 |     |     |     |     |         |
| 介護支援専門員                | 1               |     |     |     | 1   | 1       |
| 支援相談員                  | 1               |     |     |     | 1   | 1       |
| 管理栄養士                  | 1               |     |     |     | 1   | 1       |
| 薬剤師                    |                 |     | 1   |     | 1   | 0.4     |
| 事務職員                   | 3               |     |     |     | 3   | 3       |
| その他従業者                 |                 |     | 8   |     | 8   | 3.5     |
| 1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数 | 37.5 時間         |     |     |     |     |         |
| 夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数     | 看護職員 1名、介護職員 4名 |     |     |     |     |         |

(4) 利用料金

1. 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

| 個室   | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   | 多床室  | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
|------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|
| 要介護1 | 797円   | 1,594円 | 2,391円 | 要介護1 | 876円   | 1,752円 | 2,628円 |
| 要介護2 | 845円   | 1,690円 | 2,535円 | 要介護2 | 929円   | 1,858円 | 2,787円 |
| 要介護3 | 913円   | 1,826円 | 2,739円 | 要介護3 | 996円   | 1,992円 | 2,988円 |
| 要介護4 | 970円   | 1,940円 | 2,910円 | 要介護4 | 1,052円 | 2,104円 | 3,156円 |
| 要介護5 | 1,022円 | 2,044円 | 3,066円 | 要介護5 | 1,105円 | 2,210円 | 3,315円 |

※上記金額には松戸市の地域加算（1,045）を乗じております。

※上記金額には夜勤職員配置加算（25円／日）、サービス提供体制強化加算（I）（22円／日）が含まれております。

※入所後30日間に限って、初期加算（I）若しくは（II）として上記金額に1日につき62円（（II）の場合は31円）加算されます。

※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記金額に代えて378円となります。

※上記利用料の他、場合により次の料金が加算されます。

短期集中リハビリテーション実施加算（I） (269円／日)

短期集中リハビリテーション実施加算（II） (209円／日)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I） (250円／日)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II） (125円／日)

若年性認知症利用者受入加算 (125円／日)

外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） (836円／日)

ターミナルケア加算（死亡日） (1,985円／日)

（2～3日前） (950円／日)

（4～30日） (167円／日)

（31～45日） (75円／日)

退所時栄養情報連携加算 (73円／回)

再入所時栄養連携加算 (209円／回)

科学的介護推進体制加算（II） (62円／月)

自立支援促進加算 (313円／月)

排せつ支援加算（I） (10円／月)

排せつ支援加算（II） (15円／月)

排せつ支援加算（III） (20円／月)

褥瘡マネジメント加算（I） (3円／月)

褥瘡マネジメント加算（II） (13円／月)

生産性向上推進体制加算（I） (104円／月)

生産性向上推進体制加算（II） (10円／月)

入所前後訪問指導加算（I） (470円／回)

入所前後訪問指導加算（II） (501円／回)

試行的退所時指導加算 (418円)

退所時情報提供加算（I） (522円)

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 退所時情報提供加算（II）  | (261円)                               |
| 入退所前連携加算（I）    | (627円)                               |
| 入退所前連携加算（II）   | (418円)                               |
| 訪問看護指示加算       | (313円)                               |
| 経口移行加算         | (29円/日)                              |
| 経口維持加算（I）      | (418円/月)                             |
| 経口維持加算（II）     | (104円/月)                             |
| 口腔衛生管理加算（I）    | (94円/月)                              |
| 口腔衛生管理加算（II）   | (114円/月)                             |
| 療養食加算          | (6円/食)                               |
| 緊急時治療管理        | (541円/日)                             |
| 特定治療           | 医科診療報酬点数に定める点数に10円を<br>乗じて得た額        |
| 所定疾患施設療養費（I）   | (249円/日)                             |
| 認知症行動・心理症状緊急加算 | (209円/日)                             |
| 安全対策体制加算       | (20円/回)                              |
| 介護職員等処遇改善加算（I） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた<br>総単位数に7.5%を乗じた額 |

※上記加算の金額については1割負担の際の表記となります。

②居住費（1日あたり）

|            |         |
|------------|---------|
| ・個室        | 1, 750円 |
| ・多床室       | 520円    |
| ③ 食費 1日あたり | 1, 800円 |

(2) その他の料金

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ① 特別室利用料（1日あたり） |                  |
| ・個室A            | 3, 080円          |
| ・個室B            | 1, 650円          |
| ・2人部屋           | 1, 100円          |
| ② 理美容代          | 実費               |
| ③ 日用品費          | 250円             |
| ④ 教養娯楽費         | 250円             |
| ⑤ 洗濯代           | 250円（3枚につき1回）    |
| ⑥ 電気代           | 88円（私物電化製品使用者のみ） |
| ⑦ 作業療法材料費       | 100円（参加者のみ）      |

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は銀行振込、窓口払い又は銀行引落となります。

### 3. サービスの内容

#### (1) 基本サービス

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
  - 朝食 午前 7時～午前 8時
  - 昼食 午後 12時～午後 1時
  - おやつ 午後 3時
  - 夕食 午後 6時～午後 7時
- ③ 入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応致します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の心身の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④ 看護
- ⑤ 医学的管理の下における介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 健康管理・定期的診察
- ⑧ 相談援助サービス

#### (2) その他のサービス

- ① 理美容サービス（原則毎週水曜日に行います）
- ② 行政手続代行
- ③ その他  
※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがありますので、具体的にご相談下さい。

### 4. 協力医療機関等

#### (1) 協力医療機関

- 名 称 医療法人財団 明理会 新松戸中央総合病院
- 住 所 松戸市新松戸1-380
- 名 称 医療法人社団 誠馨会 新東京病院
- 住 所 松戸市和名ヶ谷1271
- 名 称 医療法人社団 愛友会 千葉愛友会記念病院
- 住 所 流山市鰐ヶ崎1-1

#### (2) 協力歯科医療機関

- 名 称 いで歯科医院
- 住 所 松戸市西馬橋相川町117

## 5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・入所時間は、原則として午前10時とさせていただきます。
- ・入所時は、ご家族の付き添いが必要となります。
- ・面会時間は、午前9時から午後6時までとなっております。
- ・外出・外泊時には、事前に所定の届け出を提出していただきます。
- ・施設内は、原則として禁煙となっております。飲酒はできません。

## 6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災感知器
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

## 7. 禁止事項

- ・飲食物、金銭、貴重品等の持ち込み
- ・他の利用者又は職員への贈答品の持ち込み
- ・宗教活動、政治活動

## 8. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 047-340-1300）

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当事業所1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

利用者及びご家族からの下記に挙げる要望等につきましては対応することができません。

- ・利用者本人にとって不適切と思われる要望
- ・業務上、対応が困難な要望
- ・介助に危険が伴う要望

## 9. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## 10. 個人情報の利用目的

医療法人社団斎心会では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査期間への情報提供